

令和3年度 専門職大学院法務研究科（法科大学院）（C日程入試）

憲法・民法・刑法

注意事項

以下をよく読んで、間違いないように受験してください。

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開かないでください。
2. この問題冊子の3~7ページに問題が掲載されています。落丁、乱丁、印刷不鮮明などの箇所がある場合には申し出てください。
3. 解答用紙は憲法につき1枚（そのI）、民法につき1枚（そのII）、刑法につき1枚（そのIII）、合計3枚です。解答用紙の追加は認めません。
4. 試験開始の合図があったら、すべての解答用紙に受験番号を記入してください。
5. 解答は必ず解答用紙の所定の場所に記入してください。
6. 解答用紙には、黒鉛筆（シャープペンシル可）の他、黒または青の万年筆・ボールペンを使用してもかまいません。
7. 文字ははっきり、ていねいに書いてください。解答の文字が読みにくい場合、点を与えないことがあります。
8. 試験中、使用していない解答用紙は机の上に裏返しにしてください。

[このページは空白です。]

憲法（配点 100 点）

Yは、A省に課長補佐として勤務する一般職の国家公務員である。Yは、Bという政党の党員であるが、月1、2回程度の頻度で、勤務先とかかわりのないB党に関する仲間と分担して、自宅のある東京都C区内の他人の居宅や集合住宅の郵便受けに、同党の政党機関紙やその他の政治的文書を投函するという活動を行っていた。そして、20**年の衆議院議員総選挙に際して、B党を支持する目的で、10月と11月の3日間に、3回にわたり、C区内所在の他人の店舗や居宅、集合住宅の居室等合計126箇所の郵便受けに、B党の機関紙や同党を支持する内容の政治的目的を有する無署名の文書を配布した。上記の3日間は、土・日と国民の祝日に当たり、Yは国家公務員として勤務を要しない休日であった。また、Yは、上記の配布行為の際には、私服を着用し、記章等の物品は身に付けておらず、外見からは公務員であることが分かることはなかった。さらに、Yは、上記配布行為を行うに当たっては、自己の勤務先や職務とは全く無関係に、その関係者と協力することもなく、勤務先の所在地であり管轄区域であるD区から相当離れた上記の地域を対象とし、配布に際しては、原則として、その対象とした店舗や住宅の居住者あるいは関係者と面会したり会話したりすることもなく、無言のまま文書を投函していたものである。なお、Yは、同年4月に共同住宅の住民から上記同様の投函行為を見咎められ、110番通報をされて、臨場した警察官に注意を受けたことがあったため、それ以降は、その共同住宅については、自治会の役員を務める知人の立会いを得て、投函行為をするようにしていた。また、Yは、勤務先のA省においては、同省の担当部署を訪れる一般市民や同僚職員等にB党の宣伝や勧誘等をしたことではなく、同党の機関紙を読むようなこともなかった。

20**年の衆議院議員総選挙後、Yは、上記の配布行為について、住居侵入罪に問われることはなかったものの、国家公務員法110条1項19号及び102条1項並びに人事院規則14-7（政治的行為）6項7号及び13号（5項3号）による刑事责任を問われることとなった。

上記の事案について、憲法上の争点を明示し、関連する判例に言及しつつ、あなた自身の見解を述べなさい。

【参照条文】 人事院規則 14-7 (政治的行為)

(政治的目的の定義)

第5項 法及び規則中政治的目的とは、次に掲げるものをいう。政治的目的をもってなされる行為であっても、第6項に定める政治的行為に含まれない限り、法第102条第1項の規定に違反するものではない。

—— (略) ——

三 特定の政党その他の政治的団体を支持し又はこれに反対すること。

(政治的行為の定義)

第6項 法第102条第1項の規定する政治的行為とは、次に掲げるものをいう。

—— (略) ——

七 政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、配布し又はこれらの行為を援助すること。

—— (略) ——

十三 政治的目的を有する署名又は無署名の文書、図画、音盤又は形象を発行し、回覧に供し、掲示し若しくは配布し又は多数の人に対して朗読し若しくは聴取させ、あるいはこれらの用に供するために著作し又は編集すること。

民法（配点 100 点）

歴史的には債権は譲渡することができなかつたが、今日では原則として譲渡が認められるようになり、現に発生していない債権（将来債権と呼ばれる）までもが譲渡可能になっている。

1. 歴史的に債権譲渡が認められなかつたのはなぜか。今日では認められるようになったのはなぜか。また、今日でも性質上譲渡ができない債権とはどのような債権か。

(配点：50 点)

2. 現に発生しない債権の譲渡が可能なのはなぜか。いつの時点からどのような方法によって第三者に対抗可能となるか。また、現に存在しない不動産（建築前の建物など）の譲渡は可能か。対抗要件を備えることができるのはいつからか。

(配点：50 点)

刑法（配点 100 点）

次の事例について、具体的な事実を適示して、XY の罪責について論じなさい。回答にあたっては、末尾に掲げた弁護士法についても、論及すること。

北海道に住むXは、定職もなく、経済的な困窮の中で暮らしていた。Xは、ある法科大学院を卒業したものの、司法試験に合格することができず、その道をあきらめて、職を転々としていたのであった。ところがXは、ある時九州地方で、自分の名前と一字違いの名前の者が、弁護士として活動していることを知った。そこでXは、勝手に自分の名前のその一字を変えて、北海道の自分の住む地方で、弁護士として活動して、金を稼ごうと思いつくに至った。計画は成功し、弁護士として活動するようになった。

Yは、Xの小学校時代の同級生で、親しくしており、Xのそのような裏の実情をよく知っていた。そこでYは、Aに1千万円貸したもの、返済してもらえないで、弁護士として活動しているXに相談した。Xは、「それは、俺に任せてくれ。言うことを聞かなかつたら、脅してでも取ってやろう。」と述べた。Yは、「そうなつてもしかたがないな。」と答えた。Xは、弁護士Xの名前で、署名・捺印の上、「Yに対する債務の弁済として、1千万円の支払いを求める。応じないときは、しかるべき法律的な手続きをとる。」旨の文書を作成し、Aに対して、送った。これを受け取ったAは驚き、Xにただちに電話し、次のように述べた。「話はわかった。今直ちに3百万円を送金するが、残りの7百万円は、少し待ってもらえないか。」これに対してXは、「いや、全額直ちに返してもらいたい。返してもらえないときは、私は、裏の社会にも顔をきかせているので、家族に危害が及ぶことになりかねない。」と述べた。やむをえずAは、消費者金融会社から借金し、1千万円をXに送金した。その後、YはXに対して報酬として、50万円を支払った。

【参考条文】 弁護士法

(非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止)

第72条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(非弁護士との提携等の罪)

第77条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

— (略) —

三 第72条の規定に違反した者

— (略) —

[このページは空白です。]